

R05

広島県高校生等奨学給付金受給申請書（国公立高等学校等）

私は、次の事項を確認し同意の上、広島県高校生等奨学給付金の受給申請をします。
※同意の上、以下を自署してください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。
私は広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く））の支弁対象ではありません。
下欄の高校生等が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、当該給付金の受領を高校生等が在籍する高等学校等の校長に委任し、高等学校等が学校徴収金の未収金等に充当して相殺することに同意します。

申請者（保護者等）
ふりがな
氏名
住所
電話番号
高校生等との関係
親権者
未成年後見人
未成年後見人である里親
主たる生計維持者
生徒本人
その他

【対象となる高校生等】

生徒氏名
生年月日
昭和平成 年 月 日
立 学校・第 学年
学校の種類・課程・学科
所在地
在学期間
過去の高等学校等における在学期間及び受給状況

【扶養親族の状況】

※ 7月1日現在、対象となる高校生等以外に医療保険各法における扶養親族がいる場合は、全員記入してください。
扶養親族等の確認書類として健康保険証の写し等を3ページの「振込先の通帳の写し・扶養親族の健康保険証の写し貼付欄」に貼付してください。

Table with 7 columns: 生徒との続柄, 氏名, 生年月日, 在学名・学年・職業等, (高校生等の場合)給付金の申請の有無, (高校生等の場合)課程, 備考

【裏面に続きます。】

※ この欄は記入しないでください。

学校受付日
年間支給額
4月支給区分
7月支給区分
保護者状況区分
同一世帯状況

1 保護者等の収入の状況等（該当する次の□に✓印を付けてください。）

令和5年7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していますか。

はい

⇒ 本申請書と生業扶助を受給していることが分かる証明書（生活保護受給証明書等）を提出用封筒に同封して提出してください。

いいえ（令和5年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給していないことを誓約します。）

→ 令和5年7月1日現在、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税ですか。

非課税である。

<input type="checkbox"/>	広島県の高等学校等就学支援金の認定審査において算定された保護者等の課税に関する情報を奨学給付金の認定審査においても利用することに同意します。 ※ ✓印を付けて同意されない場合、保護者等全員の「課税証明書」の提出が必要です。 ※ 課税期日（本年1月1日）に住所のあった市区町村へ住民税の申告を行ってください。
--------------------------	---

非課税ではないが、家計急変により向こう1年間の収入において、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当となる見込みである（家計急変世帯）。

【家計急変の理由】

該当する理由に全て☑をし、家計急変となった年月日を記載してください。

離職  倒産  離婚・死別  給与収入の減少  その他（ ）

家計急変となった日： 年 月 日

※ 明確な日が分からない場合は、月までを記載してください。

2 保護者等の状況（次の①～⑥のいずれかの□に✓印を付けてください。）

①	<input type="checkbox"/>	<b>親権者2名（両親）</b> ※ 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2名存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	<b>親権者1名</b> （一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は親権者に含まれません。） ・離婚や死別等により親権者が1名 ・親権者は2名存在するものの、特別な事情によりやむを得ず、親権者1名 （理由： ） ※ 単なる単身赴任や別居の場合は該当せず、DV（ドメスティックバイオレンス）、養育放棄等の特別な事情が該当します。
③	<input type="checkbox"/>	<b>未成年後見人（ ）名</b> ※ 未成年後見人が複数選任されている場合は、全員。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。
④	<input type="checkbox"/>	<b>生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）</b> <b>（両親等）2名</b> 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	<b>主たる生計維持者1名（続柄： ）</b> ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	<b>生徒本人</b> ※ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

**【振込先金融機関】（奨学給付金の振込を希望する振込先金融機関を記入してください。）**

振込先口座  該当する□に✓印をして 必要に応じて住所を記載 してください。	<input type="checkbox"/> 申請者本人の名義の振込先口座への入金希望する。 <b>【原則として、こちらを選択して下欄へ口座を記入してください】</b>	
	<input type="checkbox"/> 申請者以外の名義の振込先口座への入金希望する。 { <input type="checkbox"/> 生徒の口座 <input type="checkbox"/> 申請者以外の保護者の口座 }	
	<b>振込先口座の名義人の住所</b> <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる 【下欄に記載してください】 { 住所： 〒 _____ }	
金融機関・支店名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本店 支店 出張所 ( )
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※ 振込先金融機関の確認を行うため、下記の「振込先の通帳の写し・扶養親族の健康保険証の写し貼付欄」に振込先金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義が確認できる通帳のページを貼り付けてください。  
 なお、ネットバンキングの口座情報は、Web画面を印刷した書類を添付してください。

**振込先の通帳の写し・扶養親族の健康保険証の写し貼付欄**

- 別紙「必要書類一覧」で、提出が必要な書類を確認してください。
- 必要書類のうち、次の書類をこの欄に貼付してください。
  - 振込先通帳の写し
    - ⇒ 申請者（保護者等）又は生徒名義の口座で、金融機関、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義が確認できる面の写し
  - 扶養親族の健康保険証の写し等
    - ⇒ 申請書1ページの【扶養親族の状況】の欄に記載した方全員の健康保険証の写し等
- 上記以外の必要書類は、封筒に同封してください。

## 記入上の注意（高校生等奨学給付金）

【対象となる高校生等】の欄は、次によって記入してください。

- ア 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- イ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ウ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（全日制専攻科）」、「③高等学校（定時制）」、「④高等学校（通信制）」、「⑤高等学校（フレキシブル平日登校コース）」、「⑥高等学校（フレキシブル通信教育コース）」、「⑦中等教育学校後期課程（全日制）」、「⑧中等教育学校後期課程（定時制）」、「⑨中等教育学校後期課程（通信制）」、「⑩高等専門学校（1～3学年）」、「⑪専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑫専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑬専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑭専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑮専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑯専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑰各種学校（外国人学校）」、「⑱各種学校（その他）」の別を記入してください。

【扶養親族の状況】の欄は、次によって記入してください。

- ア 7月1日（家計急変が7月2日以降に生じた場合においては、当該家計急変が月の初日に生じた場合は家計急変が生じた日、月の初日以外の場合は家計急変が生じた日の翌月初日）現在、申請者の「医療保険各法」における扶養親族をすべて記入してください。また、扶養親族全員の「健康保険証の写し等」を提出してください。
- イ 「医療保険各法」とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。
- ウ 「健康保険証の写し等」とは、健康保険証の写し又は扶養を確認できる書類をいいます。

「1 保護者等の収入の状況等」及び「2 保護者等の状況」の欄は、次によって記入してください。

- ア 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③ 法人である未成年後見人
  - ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- イ 1の生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）の受給に該当するときは、別紙様式「生活保護受給証明書（広島県高校生等奨学給付金申請用）」に福祉事務所で7月1日現在の証明を受けたもの又は福祉事務所が証明する生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ウ 2②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
- エ 2②の「親権者は2名存在するものの、特別な事情によりやむを得ず、親権者1名」とは、DV（ドメスティックバイオレンス）や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や離婚協議中かつ別居中である場合などが該当します。保護者の失業や入院等は含まれません。
- オ 親権者全員がDV等に該当する場合は、親権者が存在しない場合に含まれるとして、2③、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。
- カ 2⑤の主たる生計維持者は、主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法における扶養者等）をいいます。

## 留意事項

- ア 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- イ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請してください。
- ウ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合には、原則として、補助対象外となります。
- エ 家計急変により申請した後、年収見込額が変更になった場合は申し出てください。
- オ 不正に奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。